

# 出来事の同一性について

伊佐敷 隆弘

On the Identity of Events

Takahiro ISASHIKI

## 要 旨

出来事の同一性の基準に関する代表的な3つの提案はいずれも難点を抱えている。即ち、クワインの時空基準は、複数の出来事個体が同一時空領域に存在する可能性を確保できず、他方、キムの性質例化基準は、同一の出来事個体に複数の記述を与える可能性を確保できない。デイヴィドソンの因果基準は、両方の可能性を確保できるが、個別のケースがこれら2つの可能性のうちのどちらであるかを決定する根拠を提供できない。

出来事の同一性が問題となる微妙なケースの検討から判明するのは、「出来事個体が物個体と事実との中間的な存在性格を持つ存在者であること」、および、「出来事の同一性はそれを記述する我々の視点に或る程度依存していること」である。我々は、各出来事個体の間に「重複」「修飾」「因果」「評価」などの多様な関連付けを与え、出来事のこのネットワークを頼りに各出来事個体への指示を行なっている。我々によるこのような指示の営みを通して出来事個体のネットワークは作り上げられ維持されていく。出来事の同一性の基準は単一ではなく、また、出来事に関する同一性基準は同一性判断に常に先行するとは限らない。

## はじめに

分析哲学系の行為論や因果論或いは心身論において、「出来事個体」は議論の重要な道具立ての1つとして用いられている。そして、クワインの「同一性(identity)なければ存在者(entity)なし」という標語<sup>1)</sup>の影響下にある多くの論者が、「出来事が同一個体であるための基準は何であるか」、即ち、「出来事個体を名指す表現が或る場面で複数使われているとき、それらが同一の出来事個体を指示しているのか否か、はいかなる基準によって決まるのか」という問題をめぐって論争を重ねて来た。

本論文では、まず、代表的な3つの提案(即ち、クワインの「時空基準」、キムの「性質例化基準」、デイヴィドソンの「因果基準」)の主な論拠と難点を明らかにする(1, 2節)。次に、出来事の同一性が問題になる事例を4つに分類し、微妙なケースについて検討する(3節)。最後に、出来事個体が物個体と事実との中間的な存在性格を持つ存在者であること、および、出

来事の同一性が我々による指示の営みに支えられていることを主張する（4節）。

### 1. クワインの時空基準とキムの性質例化基準

まず、「時空基準」と「性質例化基準」を取り上げよう。あらかじめ言っておけば、どちらの基準も「出来事の個体化の粗密」に関して難点を抱えている。即ち、時空基準は大ざっぱすぎ、性質例化基準は逆に細かすぎる。

#### (1) クワインの時空基準

クワイン<sup>2)</sup>は物体 (body) と出来事 (event) を同一視し、どちらも「物理的対象 (physical object)」と呼ぶ。クワインによれば、「物理的対象」とは、「時空間の任意の部分の物質的内容 (material content of any portion of space-time)」である。「その部分は、いかに大きかろうと、いかに小さかろうと、また、不規則であろうと、不連続であろうと構わない」。そして、「物理的対象は [...] 時空的に同じ広がりを持つ (spatiotemporally coextensive) とき、かつそのときに限り、同一である」。

したがって、クワインは次の基準を提案していることになる。

出来事  $e_1$  と出来事  $e_2$  が同一の出来事である

⇔  $e_1$  と  $e_2$  が同一の時空領域を占める ……………①

そして、時空基準によって「物理的対象は明確に個体化されている」から、「出来事を物理的対象に同化させることによって、出来事の同一性の問題は解消する」。クワインはこのように言う。

しかし、時空基準からただちに帰結するのは、同一時空領域に複数の出来事が存在することはありえないということである。例えば、或る金属球が自転しつつ発熱して周囲の空気の温度を上昇させた場合、「金属球のこの回転」と「金属球のこの発熱」とは同一時空領域を占めているから同一の出来事である。また、或る男が口笛を吹きながらバス停まで歩いた場合、「この男による口笛吹き」という出来事と「この男によるバス停までの歩行」という出来事とは（両者が時空的に同じ広がりを持つとするなら）同一の出来事である<sup>3)</sup>。

要するに、時空基準による出来事の個体化はきめが粗い (coarse-grained)。もし、我々が複数の出来事個体が同一時空領域に存在する可能性を認めなければ、時空基準はきめが粗すぎるとい難点を持つことになる<sup>4)</sup>。

#### (2) キムの性質例化基準

キム<sup>5)</sup>によれば、出来事とは「或る時間における、実体による、性質の例化 (exemplification of a property)」である。キムは、この「実体」を「当該出来事を構成する対象 (constitutive object)」と呼び、この「性質」を「当該出来事を構成する性質 (constitutive property)」ないし「類的出来事 (generic event)」と呼ぶ。即ち、出来事は「対象・性質・時間」の3つからなる複合体である。例えば、「或るボルトの突然の破損」という出来事は「或る時間における、当該ボルトによる、『突然壊れる』という性質の例化」である。また、「ブルータスによるシーザーの殺害」という出来事の場合、その構成的対象は「ブルータス」と「シーザー」の2つであり、構成的性質は「…が～を殺す」という2項関係である。

出来事の同一性の基準についてキムは次のような内容の提案をしている。

$e_1$  と  $e_2$  が同一の出来事である

⇒  $e_1$  の構成的対象と  $e_2$  の構成的対象が同一であり、かつ

$e_1$  の構成的性質と  $e_2$  の構成的性質が同一であり、かつ

$e_1$  の生起する時間と  $e_2$  の生起する時間が同一である ……………②

この基準から帰結するのは、構成的性質の異なる出来事は、たとえ同一時空領域を占めていても、異なる出来事だということである。例えば、前述の「金属球のこの回転」と「金属球のこの発熱」とは同一の時空領域を占めているがそれらの構成的性質はそれぞれ「回転」と「発熱」であって異なるから別々の出来事である。「口笛吹き」と「バス停までの歩行」も同様に別々の出来事である。

しかし、キムはさらに次のように言う。「突然壊れる」という性質と「壊れる」という性質とは異なる性質であるから、「ボルトの突然の破損」という出来事と「ボルトの破損」という出来事とは異なる出来事である。今、ボルトがゆっくり壊れていたら崩壊しなかったであろう建物が、ボルトが突然壊れたために崩壊したとしよう。そこには「ボルトの突然の破損」と「ボルトの破損」という2つの出来事が同時に生起しており、前者だけが建物の崩壊の原因である。また、「突き刺す (stab)」と「殺す (kill)」とは異なる性質であるから、ブルータスがシーザーを刺し殺したとき、そこには「ブルータスによるシーザーの突き刺し」と「ブルータスによるシーザーの殺害」という2つの異なる出来事が同時に存在している。キムはこのように言う。

つまり、クワインの時空基準とはちょうど逆に、性質例化基準による出来事の個体化はきめが細かい (fine-grained) ののである。クワインが出来事を物体と同一視しているのに対し、キムは出来事を事実 (fact) に近いものとして捉えていると言えよう。

しかし、「出来事に異なる記述を与えること」が「異なる構成的性質を記述すること」であるなら、1つの出来事に複数の記述を与えることは不可能になってしまう。というのは、性質例化基準によれば、異なる構成的性質を持つ出来事は異なる出来事だからである。したがって、もし我々が同一の出来事個体に複数の記述を与える可能性を確保したいなら、性質例化基準はきめが細かすぎるといふ難点を持つことになる<sup>6)</sup>。

## 2. デイヴィドソンの因果基準

次に、デイヴィドソン<sup>7)</sup>の「因果基準」について検討しよう。デイヴィドソンによれば、「1つの〔物質的〕対象が諸対象からなる空間的枠組みの中で一意的な位置を占めているのと幾分似た仕方で、1つの出来事は出来事間の因果関係の枠組みの中で一意的な位置を占めている」。そして、「出来事が同一であるのは、それらが全く同じ原因と結果を持つとき、かつそのときだけである」。

この基準は次のように書くことができる。

$e_1$  と  $e_2$  が同一の出来事である

⇒  $e_1$  の原因と  $e_2$  の原因がすべて同一であり、かつ、

$e_1$  の結果と  $e_2$  の結果がすべて同一である ……………③

この基準を前述の例に当てはめてみよう。「周囲の空気の温度上昇」という結果をもたらしたのは「金属球の発熱」であって「金属球の回転」ではないが故に両者は異なる出来事である。

また、「その男のバス停到着」という結果をもたらしたのは「バス停までの歩行」であって「口笛吹き」ではないが故に両者は異なる出来事である。このように、たとえ同一時空領域を占めていても異なる原因結果を持つ出来事は別々の出来事である。したがって、因果基準は時空基準よりきめが細かい。

他方、因果基準は性質例化基準よりきめが粗い。「ブルータスによるシーザーの突き刺し」がもたらした結果と「ブルータスによるシーザーの殺害」がもたらした結果とは、「シーザーの死」を初め、すべて一致しているだろうから（また、原因についても同様であろうから）、両者は同一の出来事である。ブルータスは1つの行為だけをしたのであり、その1つの行為が2通りの仕方で記述されているのである。このように、同一の原因結果を持つ出来事は異なる記述が与えられていても同一の出来事である。

こうして、因果基準によれば、複数の出来事個体が同一時空領域に存在する可能性も同一の出来事個体に複数の記述を与える可能性もともに確保されることになる。それでは、因果基準が最も適切な基準だということになるのか。そうではない。というのは、因果基準は、個別のケースがこれら2つの可能性のうちのどちらであるかを決定する根拠を提供できないという致命的な難点を持っているからである。以下説明しよう。

同一の出来事個体に複数の記述を与えるためには、出来事個体とその記述とが区別されていなければならない。また、因果基準によれば「因果関係の枠組みの中で一意的な位置を占めている」のは出来事個体であって、出来事の記述ではない。

デイヴィドソンはこの区別を踏まえ、さらに単称因果言明と因果的説明の区別を強調する。彼によれば、『或る出来事が他の出来事を引き起こした』ということ述べている言明〔即ち単称因果言明〕が真であるか否かという問題と、『その関係は因果的である』ということ〔因果的〕法則〔…〕から〔…〕推論できるような仕方での出来事の特徴が述べられているか否か〔即ち適切な因果的説明であるか否か〕という問題とは明確に区別されなければならない<sup>8)</sup>。即ち、「因果性と同一性とは個別的出来事間の関係であり、それらの出来事がどのように記述されるかには拠らない<sup>9)</sup>」。要するに、出来事個体がどのように記述されているかは、単称因果言明の真偽を左右しないとデイヴィドソンは言うのである。

したがって、「ボルトがゆっくり壊れていたら崩壊しなかったであろう建物が、ボルトが突然壊れたために崩壊した」という例の場合、特定の出来事としての「あの建物崩壊」の原因は、特定の出来事としての「あのボルト破損」であり、そして、後者は「突然生じる」という特徴を持っていた。それゆえ、正確には、「あのボルト破損があの建物崩壊の原因である。〔単称因果言明〕。ただし、ボルトが単に壊れたことでなく突然壊れたことがあの建物崩壊の原因である。〔因果的説明〕」と言うべきだということになる。こうして、因果基準のもとにおいて「あのボルト破損」と「あの突然のボルト破損」とは同一の出来事だとされる。

しかし、このような因果分析は予期せぬ副作用を伴っている。即ち、「異なる出来事だ」とデイヴィドソンが言っていた「金属球の発熱」と「金属球の回転」が実は同一の出来事だという議論が成り立つてしまうのである。即ち、我々は、ボルトの例と全く同型の次の議論を組み立てることができる。

「特定の出来事としての『あの空気温度上昇』の原因は特定の出来事としての『あの金属球回転』であり、そして、後者は『発熱しながら生じる』という特徴を持っていた。

それゆえ、あの金属球回転があの空気温度上昇の原因である〔単称因果言明〕が、金属球が単に回転したことではなく発熱しながら回転したことがあの空気温度上昇の原因である。〔因果的説明〕

出来事それ自体とその記述のされ方を区別し「出来事の同一性は出来事の記述のされ方に左右されない」とする以上、デイヴィドソンは、「この議論がボルト破損の例には当てはまるが金属球回転の例には当てはまらない」とする理由を与えることができない。結局、「あのボルト破損」と「あの突然のボルト破損」が同一なら「あの金属球発熱」と「あの金属球回転」も同一だということにならざるをえない<sup>10)</sup>。

このように、具体的なケースについて、それが「同一の出来事個体の複数記述」なのか、それとも「同一時空領域に存在する複数の出来事個体」なのか、どちらであるかを決定する根拠を提供できないという致命的な難点を因果基準は持っているのである<sup>11)</sup>。

### 3. 事例の分類と微妙なケース

以上の3つの基準はいずれも難点を抱えている。そこで、出来事の同一性が問題となるのはどのようなケースなのか改めて事例を分類し、具体的なケースに即して考えてみよう。

それらの事例は（少なくとも）次の表のように「重複」「修飾」「因果」「評価」の4つに分類することができるであろう。具体例は、行為の場合と行為以外の出来事の場合に分けて挙げてある。

	行為の例	性質例化基準	因果基準	時空基準
(1) 重複	「口笛吹き」と「バス停までの歩行」	異なる	異なる	同一
(2) 修飾	「歩行」と「ゆっくりした歩行」	異なる	同一	同一
(3) 因果	「ブルータスによるシーザーの突き刺し」と「ブルータスによるシーザーの殺害」	異なる	同一	同一
(4) 評価	「昨日の喧嘩」と「昨日の違法行為」	同一	同一	同一

	行為以外の出来事の例	性質例化基準	因果基準	時空基準
(1) 重複	「金属球の発熱」と「金属球の回転」	異なる	異なる	同一
(2) 修飾	「ボルトの破損」と「ボルトの突然の破損」	異なる	同一	同一
(3) 因果	「AD79年のベスピオス火山の噴火」と「ベスピオス火山によるポンペイの破壊」	異なる	同一	同一
(4) 評価	「先週の雪崩」と「先週の大惨事」	同一	同一	同一

(1)の「重複」とは、別々に生じうる複数の出来事が同時に同じ場所で生じているケースであり、時空基準によれば、そこには1つの出来事個体しか存在しないが、性質例化基準と因果基準によればそこには複数の出来事個体がオーバーラップして存在している。

(2)の「修飾」は修飾語句を用いることによって出来事をさらに詳しく記述するケースである。時空基準と因果基準によれば、記述されているのは同一の出来事個体だが、性質例化基準によれば異なる出来事個体である<sup>12)</sup>。

(3)の「因果」は出来事をその結果に言及することによって記述するケースである。「ブルータスによるシーザーの突き刺し」という行為は「シーザーの死」という結果をもたらしたが故に「ブルータスによるシーザーの殺害」という記述を与えられうる。そして、これらの記述の間には「突き刺すことによって殺害する」という関係が成り立っている。この関係は反対称的な関係であって逆の「殺害することによって突き刺す」という関係は成り立たない。ただし、性質例化基準によれば、これらの関係は「複数の記述の間の関係」ではなく「複数の出来事個体の間の関係」である。

(4)の「評価」は出来事をその評価に言及することによって記述するケースである。例えば、「昨日A氏がやった喧嘩」という出来事に「昨日A氏がやった違法行為」という記述を与えるような場合である。このケースは3つの基準のいずれによっても同一の出来事個体とされるだろう<sup>13)</sup>。

一応このように分類できるが、具体的な事例を調べると、「同一出来事個体の複数記述」なのか「同一時空領域にある複数出来事個体」なのか微妙なケースも多い。2つのケースを取り上げよう。

#### 【ケース1：出来事の数の問題】

例えば、「歩行」と「楽しげな歩行」が同一出来事の複数記述だとして、「楽しげだとなぜ分かるのか？」と問われたとき「口笛を吹きながら歩いているから」と答えたとしよう。すると、この出来事に「口笛を吹きながらの歩行」という記述をさらに与えることができるだろうが、その場合、「口笛吹き」と「歩行」という2つの出来事が存在していることになる。しかし、口笛を吹いているという事実が新たに発見されたわけではない。というのは、「口笛を吹いているから楽しげだ」と判断したのだから。とすれば、このケースにおいて、記述のされ方に応じて（記述の数ではなく）出来事の数変動したことになる。即ち、このケースでは（「同一出来事の複数記述」の前提である）「出来事と記述の区別」が曖昧になっているのである。

#### 【ケース2：出来事が生じた時間の問題】

「シーザーの死」という結果が「突き刺し」の3時間後に生じた場合、「ブルータスがシーザーを刺した3時間後にシーザーが死んだ」という文が自然な文であるのに対し「ブルータスがシーザーを殺した3時間後にシーザーが死んだ」という文は不自然である。この事実に基づいて、「シーザーの殺害とシーザーの突き刺しとは同一の出来事ではなく、（全体と部分の関係にある）異なる出来事だ」とする見解がある<sup>14)</sup>。しかし、この事実から導き出すべき結論は、むしろ同一個体を名指す表現は時制付きの文に関して無条件には代入できないということであろう。というのは、同じ議論を物個体を名指す表現についても作ることができるからである。例えば、私の妻はやがて（私の死後）「伊佐敷の未亡人」になるだろうが、私はかつて未亡人と結婚したおぼえはない。しかし、このことから「伊佐敷の未亡人」と「伊佐敷の結婚相手」が別人だという結論は導けないだろう<sup>15)</sup>。

しかしながら、他方、突き刺しの結果死んだ場合は常にその突き刺し行為を「殺害」と記述できるかという点、必ずしもそうではない。例えば、「突き刺した後、瀕死のシーザーの側にブルータスがとどまり、シーザーが一命を取りとめそうならとどめを刺すつもりで見張ってい

たが、結局、何もせずに3時間後にシーザーが死んだ」というケースである<sup>16)</sup>。仮にとどめを刺していたら最初の突き刺しだけでは「殺害」と記述することはできないであろう。とすれば、このケースにおいても同様に、側にいたことなど一連の行為まで含めて初めて「殺害」と呼ぶべきかもしれない。その場合、シーザーの殺害とシーザーの突き刺しとは、「全体と部分の関係にある異なる出来事」だということになる。しかし、両者を同一出来事と見なす立場からは、さらに、「確かに、ブルータスがとどめを刺したなら、そうかもしれない。しかし、ブルータスが更なる突き刺しをしなかった場合は、ブルータスが立ち去った場合と同じ扱いをすべきだ。即ち、どちらも最初の突き刺しを『殺害』と記述すべきだ」という反論がありうるだろう。

しかし、この論争は、決定的な決着がつけられるような性格のものなのだろうか。そもそも出来事とはいかなる存在者なのか。

#### 4. 出来事とは何か

我々はさまざまな物個体を指示し、また、それら物個体の持つ性質や変化について語る。例えば、「シーザーが殺された」ということ、「シーザーがブルータスによって殺された」ということを語る。そこで語られているのは「事実 (fact)」である。そして、「前者の事実は知っているが、後者は知らない」ということがありうるからこれらは異なる事実である。同様に、「彼は今話している」「彼は今哲学について話している」「彼はゆっくり話している」、これらはみな異なる事実である。このように、事実に関しては再記述を行なうことができない<sup>17)</sup>。これに対し、或る出来事について調査した結果、未知の事実が次々に明らかになり、その出来事をさらに詳しく記述するということが可能である。

しかし、新事実の記述が同一出来事の再記述ではなく、元の出来事と重複している別の出来事の記述だとされることもある。例えば、回転する金属球の周りの気温が上昇していたので、よく調べたら、金属球が発熱していた。このとき、金属球の発熱は元の出来事（回転）とは別の出来事と見なされるかもしれない。そして、この新しく見つかった出来事（発熱）について、さらに詳しい再記述（「摂氏40度である」など）が付け加えられていくだろう。

このように、出来事は互いに重複しうるとともに、重複した出来事のそれぞれに複数の記述を与えることができる。出来事個体は、一方では、重複しうるという点で物個体と異なり<sup>18)</sup>、他方では、再記述されうるという点で事実と異なる。しかし、前節のケース1（「楽しげな歩行」と「口笛を吹きながらの歩行」の例）に示されているように、複数の事実の記述が、「同一出来事の再記述」とされるか「重複している異なる出来事の記述」とされるか、その境界は曖昧である。つまり、事実と出来事の境界は曖昧である。さらに、ケース2（「シーザーの側に立ち続けるブルータス」の例）が示しているのは、出来事の同一性は出来事を記述する我々の視点に或る程度依存しているということであるように思われる。

それゆえ、例えば、ベネット<sup>19)</sup>は、出来事の同一性は最終的には「個々の状況 (local context) と無原則的直観 (unprincipled intuition) に従って決まる」という「不確定性テーゼ (indeterminacy thesis)」を主張する。しかし、「無原則」というのは言い過ぎであろう。各出来事個体は多様な仕方で互いに関連しあいネットワークをなしている。前節で述べた「重複」「修飾」「因果」「評価」とは、我々が出来事の間に現に与えている関連付けの多様なやり方を意味しているのではなからうか。そして、我々はこのネットワークを頼りに（典型例にお

いてはほとんど自動的に、境界事例に関してはあれこれと論争しながら)各出来事個体への指示を行なっている。我々によるこのような指示の営みを通して出来事個体のネットワークは作り上げられ維持されていく。

もしクワインの「同一性なければ存在者なし」という標語が「基準が単一であること」および「基準が常に同一性判断に先行すること」を要求する<sup>20)</sup>ものであるなら、この標語を出来事に当てはめるべきではあるまい。というのは、出来事個体という存在者は物個体と事実の中間的な存在性格を持つ存在者であり、我々による指示の営みを離れてその同一性を問題にすることはできないだろうからである。

## 5. 結論

全体を振り返る。出来事の同一性の基準に関する代表的な3つの提案はいずれも難点を抱えている。即ち、クワインの時空基準は、複数の出来事個体が同一時空領域に存在する可能性を確保できず、他方、キムの性質例化基準は、同一の出来事個体に複数の記述を与える可能性を確保できない(1節)。デイヴィドソンの因果基準は、両方の可能性を確保できるが、個別のケースがこれら2つの可能性のうちのどちらであるかを決定する根拠を提供できない(2節)。

出来事の同一性が問題となるケースを分類すると、「行為」と「行為以外の出来事」のそれぞれについて、「重複」「修飾」「因果」「評価」の4つに分類できる。これら4つのケースにおける出来事の同一性に関して、上記の3つの基準は異なる判定を行なう(3節)。「出来事の数」や「出来事が生じた時間」に関する微妙なケースの検討から判明することは、「出来事個体が物個体と事実との中間的な存在性格を持つ存在者であること」、および、「出来事の同一性は出来事を記述する我々の視点に或る程度依存していること」である。我々は、各出来事個体の間に「重複」「修飾」「因果」「評価」などの多様な関連付けを与え、出来事のこのネットワークを頼りに各出来事個体への指示を行なっている。我々による指示の営みを通して出来事個体のネットワークは作り上げられ維持されていく。出来事の同一性の基準は単一ではなく、また、出来事に関する同一性基準は同一性判断に常に先行するとは限らない(4節)。



## 注

- 1) 例えば, [Quine 1975, p.102]. ちなみに原文は「There is no entity without identity.」であり、「entity」と「identity」とが韻を踏んでいる。
- 2) [Quine 1985, p.167].
- 3) この最後の口笛の例は [Quine 1976, p.260] から引いた。
- 4) ブランド ([Brand 1976, pp.133-157, especially p.144ff.]) は様相概念を用いて時空基準を修正することによってこの欠点に対処しようとしている。ブランドによると「出来事が同一であるのは、それらが全く同じ時空領域を必然的に占める場合（だけ）である」。この基準によれば、「その男による口笛吹き」という出来事と「その男によるバス停までの歩行」とは現実には同一の時空領域を占めているが、必然的に占めるとは限らない（口笛を吹くことなしにバス停まで歩くことは可能である）から、別々の出来事だということになる。また、「球の回転」と「球の温度上昇」も別々に生じうるなら別々の出来事である。しかし、ブランドのこの基準によれば、後述の「ブルータスによるシーザーの突き刺し」と「ブルータスによるシーザーの殺害」とは、突き刺されてもシーザーが負傷しただけで済む可能性があるが故に別々の行為だということになろう。また、「ポルトの突然の破損」と「ポルトの破損」についても同様に別々の出来事だということになろう。つまり、ブランドの基準だと（性質例化基準と同様）きめが細かくなりすぎる。
- 5) [Kim 1976].
- 6) ただし、キムは構成的性質でないような性質についても言及している。出来事の構成的性質は「出来事の構成的対象が持つ性質」であるが、キムによると、それとは区別された性質として「出来事それ自体が持つ性質」がある。例えば、「ブルータスによるシーザーの突き刺し」という出来事は「ローマで起こった」「意図的だった」「シーザーの死をもたらした」「シーザーの妻カルプルニアを悲しませた」などの性質を持つ。これらの性質は構成的性質ではない。したがって、これらの性質の記述を用いれば出来事の複数記述が可能である。キムはこう言う。とすると、問題は「或る性質が構成的性質であるか否か」の基準があるのかどうか、あるとしたらどのような基準なのか、ということになる。キム自身は、構成的性質は「ア・プリオリではなく、科学理論に応じて選ばれる」と言う。  
また、キムは「ブルータスによるシーザーの殺害」を出来事ではなく、事実（「ブルータスによるシーザーの突き刺しがシーザーの死を引き起こした」という事実）であるとする分析も提出している。
- 7) [Davidson 1969, p.179].
- 8) デイヴィッドソン ([Davidson 1967b, pp.155-156]) は、「マッチを擦ったら火が点いた場合、発火の原因は『マッチを擦ったこと』だけでなく、『そのマッチが乾燥していたこと』や『十分な酸素があったこと』など他にもいろいろなことが必要だ」という見解を批判して、「このマッチを擦ったことが発火の原因の一部にすぎないということはあるにない。なぜなら、このマッチは事実、乾燥していたし、十分な酸素があったし、その擦りは十分強かったからだ。『このマッチに火がついたことの原因はこのマッチを擦ったことだ』という文において部分的なのは、〔原因それ自体ではなく〕原因の記述なのである」と言う。つまり、特定の場面における特定の出来事（例えば「発火」）の原因は同じく特定の出来事（「このマッチを擦ったこと」）なのであり、後者の記述がたとえ部分的であろうと、後者の出来事それ自体は前者の出来事の原因として十分なだと主張している。
- 9) [Davidson 1970, p.215].
- 10) かといって、「ポルト破損」と「突然のポルト破損」を異なる出来事だと見なすことはデイヴィッドソンにはできない。もし、そうするなら、「ポルトが突然壊れた」という文から「ポルトが壊れた」という文への推論（副詞除去推論）に関する彼の分析（「突然」という副詞を「あのポルト破損」という出来事個体への述語と読み替える）を放棄しなければならなくなるからである。  
また、我々は「口笛吹き」と「バス停までの歩行」という例に関しても同様にそれらが同一出来事だとする議論を組み立てることができる。

- 11) 後にデイヴィッドソンはクワインからの「因果基準は循環している」という批判を受け入れ、因果基準を放棄して時空基準を採用するに至ったが、この放棄の真の原因は、形式的な循環というより、むしろ(本論文で述べた)因果基準と彼の因果分析との相性の悪さにあったのではないか。
- しかし、他方で、時空基準は彼の非法則的一元論と相性が悪い。というのは、心的出来事の時空的位置は物的出来事ほど細かく特定できないからである。
- これらの点については [伊佐敷 2005] で検討した。
- 12) ただし、先に注 6 で述べたように、修飾付きの性質が「出来事の構成的性質」でない場合は、性質例化基準によっても、同一出来事だとされる余地がある。また、デイヴィッドソン ([Davidson 1967a]) が「副詞除去推論」として扱っているのはこの「修飾」のケースである。
- 13) ゴールドマン ([Goldman 1970, pp.22-30]) の言う「付加的生成」「因果的生成」「規約的生成」はそれぞれ「修飾」「因果」「評価」のケースに含まれる。ただし、ゴールドマンの議論は行為に限定されている。
- 14) 例えば、トムソン ([Thomson 1971, pp.119,123]) やデイヴィス ([Davis 1970, pp.525-526]) たちである。
- 15) cf. [Anscombe 1979, pp.226-227].
- 16) また、別のケースとして、「刺されたシーザーは一命を取り留めたが、5年後にそのときの傷からばい菌が入り感染症で死亡した」というように因果関係のつながりが遠く希薄な場合も「ブルータスによるシーザーの殺害」と記述できまい。尤もこのケースでは殺害行為自体が存在しない。これは (3)「因果」と (4)「評価」の境界事例であろう。
- 17) ただし、同義的表現への書き換えは可能である。
- 18) ただし、人間の集団である「組織」を物個体と見なすなら、物個体についても重複がありうる。(例えば、或る学部の教授会メンバーがそのまま一つの合唱団のメンバーであるような場合)。このことは柏端達也氏から指摘された。この点に関しては留保する。
- 19) [Bennett 1988, p.128].
- また、ベネットは出来事に関する「形而上学」と「意味論」とを区別すべきだと主張し、「出来事とは対象による性質の例化だ」というキムの形而上学には賛成するが、そこから出来事の同一性に関する意味論的な帰結を導くことはできない」と言う。しかし、アンウィン ([Unwin 1996, p.319]) は形而上学と意味論のこのような切り離しは不可能だと批判する。
- 20) クワインのこの要求はおそらく彼の「日常言語における推論を1階述語論理の範囲内で処理すべきだ」という要請に基づいている。しかし、この処理はできるに越したことはないが、クワインやデイヴィッドソンが考えているほど絶対的な要請だと私は思わない。一般的に言って、論理学は哲学にとって有効な道具だが、道具に合わせて対象をどこまで変形するかは、それによって得られるものと失われるものとを比較考量して決めるべきである。

## 文献表

- Anscombe, G. E. M. (1979) "Under Description," *Noûs*, vol.13, 1979, pp.219-233.
- Bennett, J. (1988) *Events and their Names*, Clarendon Press.
- Brand, M.(1976) "Particulars, Events, and Actions," in M. Brand and D. Walton (eds.), *Action Theory*, Reidel, pp.133-157.
- Davidson, D.(1967a) "The Logical Form of Action Sentences," in N. Rescher (ed.), *The Logic of Decision and Action*, University of Pittsburgh Press, pp.81-95; reprinted in Davidson(1980), pp.105-122.
- Davidson, D.(1967b) "Causal Relations," *The Journal of Philosophy*, vol.64, pp.691-703; reprinted in Davidson(1980), pp.149-162. [ページ番号への参照は Davidson(1980) による。]
- Davidson, D.(1969) "The Individuation of Events," in N. Rescher (ed.), *Essays in Honor of Carl G. Hempel*, Reidel, pp.216-234; reprinted in Davidson(1980), pp.163-180. [ページ番号への参照は Davidson(1980) による。]
- Davidson, D.(1970)"Mental Events," in L. Foster and J. W. Swanson (eds.), *Experience and Theory*, University of Massachusetts Press, pp.79-101; reprinted in Davidson (1980), pp.207-227. [ページ番号への参照は Davidson(1980) による。]
- Davidson, D.(1980) *Essays on Actions and Events*, Clarendon Press.
- Davis, L. (1970)"The Individuation of Actions", *The Journal of Philosophy*, vol.67, pp.520-530.
- Goldman, A. I. (1970) *A Theory of Human Action*, Prentice-Hall, pp.22-30.
- 伊佐敷隆弘 (2005) 「出来事の同一性に関するデイヴィッドソン説とクワイン説：因果基準と時空基準」『宮崎大学教育文化学部紀要人文科学』第 13 号, pp.1-24.
- Kim, J.(1976) "Events as Property Exemplifications," in M. Brand and D. Walton (eds.), *Action Theory*, Reidel, pp.159-177.
- LePore, E. and McLaughlin, B.(1985) *Actions and Events: Perspectives on the Philosophy of Donald Davidson*, Basil Blackwell.
- Quine, W. V.(1975) "On the Individuation of Attributes," in *Theories and Things*, Harvard University Press, 1981, pp.100-112.
- Quine, W. V.(1976) "On Multiplying Entities," in *The Ways of Paradox and Other Essays, revised and enlarged edition*, Harvard University Press, pp.259-264.
- Quine, W. V.(1985) "Events and Reification," in LePore and McLaughlin(1985), pp.162-171.
- Thomson, J. J. (1971) "The Time of a Killing," *The Journal of Philosophy*, vol.68, pp.115-132.
- Unwin, N. (1996) "The Individuation of Events," *Mind*, vol.105, No.418, pp.315-330.

※本論文は、2005年6月19日に科学基礎論学会（東北公益文科大学）で行なった研究発表に基づくものである。その際に重要な御質問や御指摘をしてくださった皆様に感謝を申し上げたい。なお、本論文は平成 17～19 年度科学研究費補助金・基盤研究 (c) 課題番号 17520022 の研究成果の一部である。

(2008年4月22日受理)